



有限会社 風雲友
〒165-0033 東京都中野区若宮 1-19-13
Tel/Fax: 03-3338-7889

意見書

OP-MP-005pt
平成 14 年 7 月 29 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

(意見) 「電波有効利用政策研究会」中間報告書に対する意見募集について

標記について、下記の通り、弊社より「電波有効利用政策研究会」中間報告書に関し、意見を提出しますのでご検討方よろしくお願いいたします。

記

「意見」

中間報告書 57 頁にある、「給付金額は、基本的に設備の残存簿価に基づき算定することが適当である」、という提言に反対いたします。

この提言への対案として、「給付金額は、給付対象無線局の市場価値に基づき算定することが適当である」を提案いたします。ここにおいて、市場価値とは、対象無線局の設備及び設備の撤去取得に係る費用として、56 頁の「(2)検討課題」で掲げられているものより多くの対象を含みます。例えば、対象無線局がおこなうサービスの価値などが含まれると思います。

また、56 頁の「(1)基本的な考え方」から「(2)検討課題」の表現から推測するに、市場価値に関する議論が行われていないようですので、この観点からの議論を御研究会で行っていただくことを提案いたします。

「理由」

御研究会は、中間報告書 1 頁にあるとおり、深刻化した周波数の逼迫状況において、新たな電波ニーズに行政が迅速かつ的確に対応するための電波の有効利用方策について検討されてきたと認めます。事業者にとっての電波の有効利用とは、限られた資源のある一部を利用して最大限の価値を産みだす事と考えています。その場合、もし政策の変更によって生じる補償が、設備の残存簿価ですと、言ってみれば、産みだした価値自体を評価せず、その価値を生み出すための最低限の材料費だけを評価したと同じだと考えます。そのため、事業者から考えると、自分の努力から産みだした結果が評価されないため、努力して多くの価値を産み出そうというインセンティブを失ってしまうと思います。これは、ベンチャーなどを多く創出し、新しい価値の創造を促進させる必要があるという時代の要請と逆行していると思います。

また、補償が現存簿価だけで十分という提言に至った過程には、現行の憲法論の考え方が強く反映したと推測いたします。日本の法制度の問題は多く指摘されていますが、その一つとして、民事事件における補償の際、直接被った被害そのものの価値しか補償の対象に含めないことが、日本社会の活力を奪っているという議論を頻繁に聞くことができます。米国では、直接被った被害だけでなくそれに派生する被害や費用も補償の対象にする法制度であるため、これが社会の活力を担保しているとも言われています。このような現況において、上述の提言は、既存の問題を指摘されている憲法論に固執して、社会の活力を減らすことを拡大するような方針と見受けられます。

以上